

巻頭言

〈小特集〉立憲主義の「深層」から「真相」へ ——その原素と枢点を見すえて——

Toward Reconsideration on Enigma of Constitutionalism in Modern Japan —Focusing on Its Elements and Contradiction—

前回の小特集「律法主義的視座を越えて」（111号、2017年）に引き続き、今回も何とか小特集を刊行することができた。前回の巻頭言にも記したように、2015年11月以来、研究会代表者小関の長期入院とその後の療養生活のため本研究会は史資料収集や研究会開催をはじめとする実質的な研究会活動がほとんど展開できなかった。

にもかかわらず今回も何とかこうした形で「小特集」刊行することができたのは、ひとえに研究会構成メンバーの自主的研鑽と協力の賜である。今回、伊故海貴則、顥原善徳、島田龍の3氏に以下の論稿を寄稿していただいた。

伊故海貴則「近世後期～幕末期における『議論』と『意志決定』の構造」

顥原善徳「日清戦後における条約の国内実施と憲法典による規制」

島田龍「左川ちか研究史論—附左川ちか関連文献目録増補版—」

これら3本の論稿は一見対象も問題関心もさまざまであり、立憲主義、戦後憲法、戦後民主主義の制度といった本研究会が柱とするテーマとどのよう
に交錯するのか、若干の説明を要するであろう。

前回特集号（本誌111号）の巻頭言において私は、上記の課題についての考察の中心に公権力研究を置くべきことの重要性にふれた後で、次のような問題提起を行った。

公権力はつねに法理的レジティマシー、多くの場合立憲主義という規

範によって縛られ、また護られている。しかし重要なことは、立憲主義ゆえに公権力が存在するのではないということである。公権力はその存立原理の中につねに法理的レジティマシー以前のものを内包しており、また法外的なものを繰り込むことによって自己を維持、再生産している。したがって、通常立憲主義によって自らを合理化しながらも、必要に迫られればその立憲主義を自らの都合のいいように改変できる潜在的暴力性を本質的に内包している点に注意しなければならない。(中略)

人間の欲望や願望を権力資源に執拗に転化する公権力の威力とその暴力性に対する認識が甘いと「立憲主義の擁護」を金科玉条にする律法主義に偏頗した姿勢に傾かざるを得ない。われわれは、この陥穽に大きな危機感を共有すべきではないか。

1年後の今日においてもこの問題意識に変わりはない。文中で述べた「法理的レジティマシー以前のなもの」とは、小は社会の最小の構成単位である個人を根拠づけている情動や感性であり、大は主権国家を空間的に越える国際社会の圧力までを含む。「以前の」というのは時間的先行という意味だけでなく、法理的規範に担保されることなくそれ自身デ・ファクトに存在するという意味である。これらは法理による合理化や否認に宰領されない「赤裸な実在」であり、「荒ぶる力」である。むしろこうした基底の実在や関係性を所与の条件として内化もしくは統御し、また準拠することが法理的規範の眼目であり、社会を構成する要件である。人間の自由・平等の保障、主権国家に立脚した国際社会への対応など近代社会の重要条件のどれ一つとしてこうした契機と無縁なものはない。立憲主義とはその焦点となるものである。

こうした観点と問題意識は本研究プロジェクトの参加者の多くが共有しているか、少なくとも関心を向けている。

伊故海貴則氏のもは、近世後期から幕末期にかけて利害を異にした層を含む地縁の人間集団がいかに統一意志を打ち立てるべく模索、苦闘したのかを分析したスリリングな論稿である。異なった思惑のなかから統一意志を打ち立てるためには何等かの形での「合意」が必要である。そのためには通常討議が重ねられるが、つねに討議や説得によって社会の構成員の納得が得られ合意に至るとはかぎらない。ゆえに多数決が導入される。それはいわゆる「多数の意向を尊重」する民主的手続きであると目されてきたが、「多数の意向なのだから（不本意ながら）逆らえない」という同調圧力を創成し、それによって帰服を強いる形式的制度でもあることを見逃してはならない。むしろそこには説得の断念が含まれている。

しかもさらに問題は、そのようにして構成された多数意見すらつねに尊重されるとは限らないということである。特に社会の激変期において深刻な意志決定が求められる際には、強権的な政治主体の専断によって多数意見が押し切られる場合が間々ある。これらは民主制や立憲制の限界ではなく、むしろ要件ですらある。立憲制や民主制は要所においてこうした契機を「活用」することなしには機能しない。われわれの通念からは違和感をともなおうとも、あるいは民主制や立憲制の教理に背馳する要素に見えようとも、このリアリズムから目をそらすことは許されない。むしろわれわれが一貫して冷徹に向き合わなければならない課題と重視すべき視座がここにあると言えよう。

われわれがここにこだわるのは、全体主義も全面戦争も民主制や立憲制の例外的逸脱ないし要路者の政治的判断ミスへの帰結と見なすだけではその本質を捉えきれず、また過去の反省にもならないという危機感を共有しているために他ならない。全体主義や全面戦争への暗転は、上に述べた民主制や立憲制の構成要件の突出的肥大化の所産である。

この「危険因子」を抜本的に除去するのは不可能である。そうであるならば必要なのは、民主制や立憲制の元素や組成、構成原理にまで立還って考究

を深める冷徹で粘着力のある姿勢である。民主制や立憲制を教条主義的護教の対象に祭り上げることに終始するだけでは、結果的に何も護れないのである。伊故海氏の論稿は、こうした視座を織り込んだ強靱な民主制論議の必要性を再認識させてくれる野心作である。

顛原善徳氏の論稿が扱う国際関係という対象も、本来は主権国家群によって構成されている「関係」という非実質的なものでありながら、特に近代においては単に各主権国家の意向の単純総和という次元に止まらない独自の実質性をもつ。ゆえにそれは各主権国家によって構成されたものでありながら、各主権国家の意向に要素還元してそれを総和するという手法では捉えきれない、それ自身独立変数のような動きを示す対象である。主権国家は、時に「世界の大勢」と表現されるその動勢に従属、協賛したりまた対抗したりすることによって自己の立ち位置を定める。主権国家は独立変数のように自らの外部に存在するその動勢への主体的関与を装いながら、むしろその動勢が及ぼす圧力を機制として「活用」することによって国家の構成員に国策への帰服を強いる。その点でそれは主権国家の権域や権能を制約するかのようには見えながら、欠くことができない主権国家の権力資源でもある。例えば、かつての冷戦構造や今に続く日米関係が日本の国策と共依存関係にあったことを想起すれば分かり易い。

民主制や立憲制を整備する一方で、近代国家はこうした「自国だけではどうしようもないもの」をあえて「導入」し機制として「活用」することによって、かろうじて民主制や立憲制の自家中毒や自壊を防いでいるのではないのか。

この構造は主権国家とその空間的外部にある国際関係の間だけではなく、主権国家とその元素である個々人との関係についても当てはまる。

島田龍氏のものは人間社会の構成要素の最小単位である個人の情動の問題を、「現代詩の起点となる詩人」ともみなされている左川ちかの情念のなかに探るための準備作業ともいうべき論稿である。人間社会は各人を衝き動

かさずにはおかない情動を理性や規範によって統御する一方で、その「得体の知れない力」をエネルギーとして活用することによって構成されている。その意味で、本質的に動態的なものである。そしてそうした社会を組み込まざるを得ない民主主義や立憲制には、この「得体の知れない」エネルギーとの共依存と確執が必然的に構造化されている。島田氏の論稿は、一見民主制や立憲制と無関係に見える問題を扱っているように見えながら、そうした民主制や立憲制のダイナミズムの発酵源に目を向けることの重要性を示唆している。

今回の3氏の論稿は、扱う時代や対象を異にしながらも、上記のように制度や規範の深層への眼差しと関心を共有している。それらに予示されているリアリズムと力学、ロジックの厳密な解析は今後の課題として残されているが、3氏はまぎれもなく近代を捉えるに際して逸することのできない普遍的な元素とその交錯から生ずる力動に照準を合わせているのである。「深層」への眼差しと関心は、まさに「真相」の解明のために不可欠なのである。

歴史に普遍的存在があるとすれば、この「真相」を根拠づけている力動であろう。それは「普遍」であるかぎり、いかに見えにくくとも、細部にも宿る。しかしそれをより直接的に抽出しようとすれば、歴史の理路ともいうべき抽象的位相のもとにしか再現できない。その抽象を虚像であるかのごとく一擲するしか術のない「脆弱なる精神」を脱して、そのなかにこそ人間社会の緊迫したリアリティーを感じる感性の涵養が今こそ求められている。天皇制や民主制、立憲制の深層（真相）部分にはこの感性を欠いては絶対に迫れない。

われわれは今日まで民主主義や立憲制を研究対象として重視しながら、それにまつわる常識や教義を前にして臆病でありすぎたのではないか。真理はドグマや常識の圏外に牢固とした位置を占めている。それを探究することに緊迫感と喜びを感じるような学問、それに向けて常識や教義のリミッターを外していくような姿勢が今まさに必要なのである。未熟であってもこの感覚

を大切にしたい。

そして具体的な研究成果と合わせて、この感覚とそこに発する高揚感を発信し、読者諸賢と共有したい。その思いに駆られて今回のささやかな小特集を用意した。今回の論稿がそれに向けた貴重な助走となることを願ってやまない。

最初にも書いたように、本研究会は研究代表者小関の長期入院とその後の療養のため丸2年間にわたって開店休業状態を余儀なくされた。未だ本復と言えるかどうか解らないが、漸く体調に少し改善の兆しがみられはじめたことに意を得て今年度は何とか以下の2回の研究会を開催することができた。

・第1回(2018年1月19日)

十河和貴(本学文学部博士後期課程)「中川小十郎頭取時代の台湾銀行と『南進』への理想—戦後不況と積極的財政整理方針の終焉—」

織田康孝(本学文学部博士後期課程)「戦後日本・インドネシア関係史—戦中ネットワークを中心に—」

・第2回(2018年1月26日)

李佳鴻(本学文学部博士後期課程)「井上哲次郎『日本陽明学派之哲学』について」

古文英(本学文学部博士後期課程)「和辻哲郎と天皇制論争」

できれば年度内にもう1回開催できればと願っている。

最後になったが、代表者の個人的事情で構成メンバーならびに人文科学研究所のスタッフに迷惑をかけたことを改めてお詫びするとともに、暖かく見守っていただいたことに心より感謝したい(2018年1月28日記)。

「近代日本思想史研究会」 代表者

小関素明